

令和7年1月7日

宇土市長 元松 茂樹 様

宇土市公共事業再評価委員会

委員長 滝川 清

令和6年度宇土市公共事業再評価委員会の審議結果について

本年度再評価審議対象事業について、宇土市公共事業の再評価に関する条例施行規則第2条に基づき、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので報告します。

宇土市公共事業再評価委員会令和6年度報告書

令和7年1月7日

準用河川船場川改修事業、準用河川大坪川改修事業に対し、令和6年10月17日から令和6年12月18日まで計3回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である市に対し下記のとおり意見を報告します。

記

○宇土市公共事業の再評価に関する条例施行規則第2条に基づく意見

審議した2事業に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業個所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について、別添の意見を付して妥当と判断します。

【附 帯 意 見】

1. 準用河川船場川改修事業について

準用河川の船場川は、宇土市中心部の住宅密集地を流れる一級河川緑川水系浜戸川の支流である。

この流域周辺では、平成 7 年の大型ショッピングセンター開業、市営住宅建設や県住宅供給公社の住宅団地建設など、商業開発や宅地開発が盛んに行われ、田畑の宅地化が進んでいることから、本来農地が持つ貯水機能が低下するとともに、雨水の短時間流出など自然排水の条件が悪化している。その結果、当該河川の流量は増加する一方であり、近年激甚化・頻発化している局地的な豪雨も要因となり、流域では浸水被害等への不安が解消されないままである。

本事業は、河積拡大、雨水調整池整備などにより治水機能を向上させ、氾濫を防止し軽減することで、流域周辺に住む住民の生命や財産を浸水被害等から守ることを目的としている事業である。さらに、事業開始当時から現在までに気象状況が大幅に変化したことで、浸水被害等に対する危険は事業開始時よりも著しく増大しており、緊急を要する重要な事業である。

また、流域住民にあっては、これまで事業を進める過程においても、頻繁に浸水被害等を受けてきたことから、河川改修事業の早期完成を非常に強く要望してきているところである。

このため、平成 28 年度からは、事業費を大幅に増大させ、現在、重点的に取り組み早急な整備を進めているが、平成 7 年度の事業開始から 29 年が経過し、未だ事業費ベースで 83.3%、護岸整備率は 37.5%の進捗率にとどまっている。

加えて、今後予定しているバイパス河川の整備等において、鉄道鉄橋における JR との協議が必要であり、協議が長期間に及ぶことも想定される。

そのような中でも、県の事業である浜戸川へ強制排水する排水機場の整備計画と連携を図り、事業が着実に進捗し、早期に事業効果が発現できるように努めること。

また、既設構造物である護岸矢板の腐食や、未実施個所の早期整備に加えて、既整備個所における維持管理についても計画的に実施し、長寿命化と機能維持に努めることで、事業の効果を持続させること。

2. 準用河川大坪川改修事業について

準用河川の大坪川は、一級河川緑川水系浜戸川の支流で、県管理河川の潤川と船場川に挟まれる形で流下している。

流域周辺は、住宅や小学校、介護施設等公共施設の密集地となっているところであり、今後も商業開発や宅地開発が見込まれる。このため、田畑の宅地化が進むことで、本来農地が持つ貯水機能が低下するとともに、雨水の短時間流出など、自然排水の条件が悪化すると懸念される。その結果、当該河川の流量は増加する一方であり、近年激甚化・頻発化している局地的な豪雨も要因となり、流域では浸水被害等への不安が解消されないままである。

このため、本事業は、河積拡大、既存水門の改修などにより、治水機能を向上させ、氾濫を防止し軽減することで、流域周辺に住む住民の生命や財産を浸水被害等から守ることを目的としている事業である。さらに、事業開始当時から現在までに気象状況が大幅に変化したことで、浸水被害等に対する危険は事業開始時よりも著しく増大しており、緊急を要する重要な事業である。

また、昭和 50 年度から事業実施されているにもかかわらず、これまで事業を進める過程においても、頻繁に浸水被害を受けてきたことから、流域住民にあっては、河川改修事業の早期完成を非常に強く要望してきているところである。

これまで約 50 年の事業期間の中で、国の経済対策事業を活用したことで事業進捗率を大幅に増加させた時期もあったが、平成 28 年発生の本州地震により、一時事業を中断せざるを得なかった経緯がある。今年度ようやく事業を再開したものの、現在の事業進捗率は事業費ベースで 71.4%、護岸整備率は前回の令和元年度から進んでおらず、76.3%にとどまっている。

また、本河川流域には、希少植物も生育しており、自然環境に配慮した事業展開が望まれる。加えて、歴史的価値の高い樋門が存在しており、その活用方法や保存の必要性について、現在、庁内の関係部署との協議を実施しているとのことであるが、可能な限り、早期に方向性を見い出すことが切望される。

このことから、事業展開にあたっては、安全性に加えて自然環境への配慮や景観保全をどのように考えていくのか、行政の意思統一を図り、地域住民等と十分に意見交換を行ったうえで事業が着実に進捗し、早期に事業効果が発現できるように努めること。

3. 総合的な治水・減災対策について

昨今の異常気象により全国的に豪雨災害が多発し、切迫性が高まっている状況において、市民の生命・財産を守り、市民が安心して生活できる環境を整備するためには、河川改修事業による対策だけでは限界がある。そのためには、地域住民と一体となり、総合的な治水・減災対策に関する取組が必要である。

まず、災害発生前の対策としては、地域住民参加型の水路等の美化清掃活動の継続及び啓発に努めること。また、氾濫危険箇所、避難場所などを記載した総合防災マップを適宜作製し、地区の防災訓練等を通して、住民に災害発生時の対応について理解してもらうための周知に努めること。さらに、地域住民の連帯意識と防災意識を高めるため、自主防災組織の支援を行うこと。

次に、災害発生時の対策としては、被害の防止や減災に関する必要な情報を迅速か

つ的確に把握し、全市民への確実な避難情報を発信するための工夫に努めること。また、自主防災組織、消防団等と連携し、要援護者等に対する支援を行うこと。

さらに、災害発生後の対策としては、引き続き迅速に被害状況を把握した上で、関係機関と連携を図り、二次被害発生の防止に努めるとともに、次回以降の災害に備え改善・対応策について協議を継続して行うこと。また、協議結果を踏まえ、市民にフィードバックすべき内容は、防災訓練や市民と接する様々な機会を捉えて、できる限り早期に伝達し、周知徹底に努めること。

このような災害発生の事前・最中・事後における対応策の策定と併せた取組を進めることで、災害対応に関する様々な知識を市民も得ることが可能になり、災害を十分に考慮した包括的なリスク対策も可能になると考える。今後も引き続き、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハードとソフトが一体となった総合的な治水・減災対策に努めること。